

公立幼稚園の教職調整額の支給状況調査の結果についてお知らせするとともに、幼稚園教員等に係る教職調整額の取扱い等について格段の取組を依頼するものです。

8 初財務第13号
令和8年7月23日

各都道府県・指定都市教育委員会
公立学校教職員給与制度担当課長 殿

文部科学省初等中等教育局財務課長
山 田 泰 造

公立幼稚園の教職調整額の支給状況調査の結果等について（通知）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第3条の規定により、公立幼稚園の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師並びに実習助手及び寄宿舍指導員に対しては教職調整額を支給しなければならないこととされています。

文部科学省では、これまで、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」（令和7年9月26日付け7文科初第1404号）等において示したとおり、設置する学校の幼稚園教員等に対して教職調整額の支給等の給与上の措置を適切に講ずるとともに、給与上その措置が講じられていない市町村に対して十分な指導をされたいことについて要請してきたところです。

この度、公立幼稚園の教職調整額の支給状況について調査を行ったところ、一定の支給が認められるものの、支給されていない公立幼稚園が約7割であるなど、適切でない実態が明らかになりました。

今回の調査の結果、教職調整額を支給する計画がない理由として、

- ・時間外勤務手当を支給している
- ・幼稚園と幼保連携型認定こども園等の間で人事異動を行っており、幼稚園のみに教職調整額を支給すると他の職種との不均衡が生じてしまう

といった回答もありましたが、給特法に基づき、公立幼稚園の教諭等に対しては教職調整額を支給しなければならないとされているとともに、時間外勤務手当は支給しないこととされていること、また、人事異動の円滑化の観点からは、幼稚園や幼保連携型認定こども園等の間で適切な給与水準の調整を行ったり、地域の実情や保

護者のニーズ等を踏まえつつ、幼保連携型認定こども園への移行を検討したりすることなども考えられます。

これらを踏まえ、各教育委員会におかれては、これまでも周知をしてきたところですが、下記のとおり、幼稚園教員等に係る教職調整額の取扱い及びその他の給与上の措置について格段の取組をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会（学校組合を含む。）に対して、また、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、本件の趣旨及び内容を周知していただくとともに、十分な指導・助言に努めていただくようお願いします。

記

給特法第3条の規定により、公立幼稚園の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師並びに実習助手及び寄宿舎指導員に対しては教職調整額を支給しなければならないこと。

また、教育公務員特例法第13条第1項に基づき、公立幼稚園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下「幼稚園教員」という。）の給与については、条例に基づきその職務と責任の特殊性にふさわしい給料表が適用されるべきものであり、同条第2項により幼稚園教員は義務教育等教員特別手当の支給対象となっていること。

各都道府県・指定都市においては、設置する学校の幼稚園教員について上記の給与上の措置を適切に講ずるとともに、給与上これらの措置が講じられていない市町村に対して、幼稚園教員の給与制度にのっとり、十分な指導をされたいこと。

なお、公立の幼稚園教員については、保育所及び幼保連携型認定こども園の職員と同様に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づいて処遇の改善に資するための財政措置が講じられている。

【別添】 公立幼稚園の教職調整額の支給状況調査の結果概要

【参考資料】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（抜粋）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局財務課給与総括係
電話：03-5253-4111（内線 2052、2357）

公立幼稚園の教職調整額の支給状況調査の結果概要

- ・調査対象の公立幼稚園（2,144 園）のうち、教職調整額を支給している公立幼稚園は 715 園（32.3%）、支給していない公立幼稚園は 1,499 園（67.7%）。
- ・教職調整額を支給していない園のうち、今後教職調整額を支給する計画がある公立幼稚園は 193 園（12.9%）。

都道府県・指定都市別の調査結果

自治体名	教職調整額を支給している		教職調整額を支給していない		教職調整額を支給する計画がある		教職調整額を支給する計画がない	
	園数(園)	割合(%)	園数(園)	割合(%)	園数(園)	割合(%)	園数(園)	割合(%)
北海道	1	4.2%	23	95.8%	2	8.7%	21	91.3%
青森県	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%
岩手県	3	18.8%	13	81.3%	1	7.7%	12	92.3%
宮城県	1	2.9%	34	97.1%	13	38.2%	21	61.8%
秋田県	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%
山形県	0	0.0%	8	100.0%	0	0.0%	8	100.0%
福島県	11	13.3%	72	86.8%	12	16.7%	60	83.3%
茨城県	3	4.6%	62	95.4%	5	8.1%	57	91.9%
栃木県	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬県	2	4.3%	45	95.7%	5	11.1%	40	88.9%
埼玉県	2	6.5%	29	93.6%	0	0.0%	29	100.0%
千葉県	0	0.0%	56	100.0%	14	25.0%	42	75.0%
東京都	145	98.0%	3	2.0%	0	0.0%	3	100.0%
神奈川県	0	0.0%	31	100.0%	2	6.5%	29	93.6%
新潟県	0	0.0%	10	100.0%	2	20.0%	8	80.0%
富山県	0	0.0%	6	100.0%	0	0.0%	6	100.0%
石川県	－	－	－	－	－	－	－	－
福井県	0	0.0%	40	100.0%	16	40.0%	24	60.0%
山梨県	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	2	100.0%
長野県	0	0.0%	7	100.0%	1	14.3%	6	85.7%
岐阜県	2	6.1%	31	93.9%	4	12.9%	27	87.1%
静岡県	0	0.0%	99	100.0%	1	1.0%	98	99.0%
愛知県	0	0.0%	26	100.0%	6	23.1%	20	76.9%
三重県	47	62.7%	28	37.3%	4	14.3%	24	85.7%
滋賀県	35	39.8%	53	60.2%	0	0.0%	53	100.0%
京都府	0	0.0%	20	100.0%	2	10.0%	18	90.0%

自治体名	教職調整額を 支給している		教職調整額を 支給していない		教職調整額を 支給する計画がある		教職調整額を 支給する計画がない	
	園数(園)	割合(%)	園数(園)	割合(%)	園数(園)	割合(%)	園数(園)	割合(%)
大阪府	77	65.8%	40	34.2%	10	25.0%	30	75.0%
兵庫県	108	58.4%	77	41.6%	10	13.0%	67	87.0%
奈良県	21	24.7%	64	75.3%	9	14.1%	55	85.9%
和歌山県	11	37.9%	18	62.1%	5	27.8%	13	72.2%
鳥取県	0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	3	100.0%
島根県	0	0.0%	59	100.0%	0	0.0%	59	100.0%
岡山県	0	0.0%	97	100.0%	15	15.5%	82	84.5%
広島県	0	0.0%	17	100.0%	0	0.0%	17	100.0%
山口県	4	20.0%	16	80.0%	1	6.3%	15	93.8%
徳島県	13	24.5%	40	75.5%	0	0.0%	40	100.0%
香川県	0	0.0%	66	100.0%	4	6.1%	62	93.9%
愛媛県	1	3.0%	32	97.0%	15	46.9%	17	53.1%
高知県	0	0.0%	6	100.0%	0	0.0%	6	100.0%
福岡県	1	5.9%	16	94.1%	4	25.0%	12	75.0%
佐賀県	0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	3	100.0%
長崎県	0	0.0%	16	100.0%	0	0.0%	16	100.0%
熊本県	0	0.0%	12	100.0%	0	0.0%	12	100.0%
大分県	31	54.4%	26	45.6%	5	19.2%	21	80.8%
宮崎県	0	0.0%	7	100.0%	1	14.3%	6	85.7%
鹿児島県	4	7.7%	48	92.3%	10	20.8%	38	79.2%
沖縄県	13	14.1%	79	85.9%	14	17.7%	65	82.3%
札幌市	5	100.0%	0	0.0%	－	－	－	－
仙台市	1	100.0%	0	0.0%	－	－	－	－
さいたま市	－	－	－	－	－	－	－	－
千葉市	－	－	－	－	－	－	－	－
川崎市	－	－	－	－	－	－	－	－
横浜市	－	－	－	－	－	－	－	－
相模原市	－	－	－	－	－	－	－	－
新潟市	5	100.0%	0	0.0%	－	－	－	－
静岡市	－	－	－	－	－	－	－	－
浜松市	0	0.0%	57	100.0%	0	0.0%	57	100.0%
名古屋市	20	100.0%	0	0.0%	－	－	－	－
京都市	15	100.0%	0	0.0%	－	－	－	－
大阪市	51	100.0%	0	0.0%	－	－	－	－

自治体名	教職調整額を支給している		教職調整額を支給していない		教職調整額を支給する計画がある		教職調整額を支給する計画がない	
	園数(園)	割合(%)	園数(園)	割合(%)	園数(園)	割合(%)	園数(園)	割合(%)
堺市	4	100.0%	0	0.0%	－	－	－	－
神戸市	28	100.0%	0	0.0%	－	－	－	－
岡山市	26	100.0%	0	0.0%	－	－	－	－
広島市	18	100.0%	0	0.0%	－	－	－	－
北九州市	－	－	－	－	－	－	－	－
福岡市	－	－	－	－	－	－	－	－
熊本市	6	100.0%	0	0.0%	－	－	－	－

計	715	32.3%	1499	67.7%	193	12.9%	1306	87.1%
---	-----	-------	------	-------	-----	-------	------	-------

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園をいう。

2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。次条第一項において同じ。）、副校長（副園長を含む。同項において同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

（教育職員の教職調整額の支給等）

第三条 教育職員（校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第五条及び第六条第一項において同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）には、その者の給料月額百分の十（幼稚園の教育職員にあつては、百分の四）に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

3 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に関し、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める内容を条例で定めるものとする。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する地域手当、特例勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当又は退職手当について給料をその算定の基礎とする場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とすること。

二 休職の期間中に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

四 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。